

焼津市長 中野 弘道 様

質問書

焼津市水道料金等検針収納業務ほか包括委託に関する公募型プロポーザルについて、次の事項を質問します。

質問事項	回答内容
焼津市上下水道料金システム導入業務特記仕様書 第 1 条 目的 「原則として、委託業務の業務を受けた者（以下、「受託者」という。）の保有するパッケージシステムの機能を優先するものとするが、要件を満たさないものについてはカスタマイズを行うものとする」とありますが、受託者の保有するシステム以外は認めない解釈でよろしいでしょうか。 また、回答内容が認める場合は個人情報取扱特記事項（基本的事項） 第 7 条 「乙は、甲が同意した場合を除き、本件委託業務を自ら行うこととし、本件委託業務の全部又は一部を第三者（乙の子会社を含む。以下同じ。）に再委託してはならない。」の再委託に該当する認識でよろしいかご教授頂きたく存じます。	焼津市上下水道料金システム導入業務特記仕様書第 1 条は、受託者以外が保有する料金システムを使用することについての可否を定めるものではない。料金システムの所在に関わらず、そのパッケージシステムの機能のみでは要件を満たさない場合に、カスタマイズを行うことを定めるものである。 受託者所有でない料金システムを使用する場合であっても、ただちに個人情報取扱特記事項第 7 条に反するものではないが、受託者が料金システムを所有する業者へ再委託を行う場合は、同特記事項の再委託についての要件を満たす必要がある。また「水道料金等検針収納業務」他、各業務において、「焼津市水道料金等検針収納業務ほか要求水準書」及び「焼津市上下水道料金システム導入業務特記仕様書」を満たし、受託者が滞りなく各業務の遂行が可能である場合に限る。